

平成30年9月／31年4月入学

## 慶應義塾大学大学院入学試験問題

### 法務研究科

# 法律科目試験（民法・商法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の6～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 民法

## 〔問題〕

以下の事実を読んで、【設問1】および【設問2】に解答しなさい。

なお、平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」により改正された「平成29年改正民法」に基づいて解答しても、改正前の民法（現行法）で解答しても構いません。

## 【事実1】

1. 甲土地は、もとAの所有するところであったが、昭和62年（1987年）3月26日、BはAから同土地について贈与を受け、同日その引渡しも受けた。しかし、その旨の登記は行われないうままであった。
2. 同年9月頃、Bは、知合いの大工に依頼して、甲土地の上に乙建物（1階建ての簡易な倉庫）を建て、以後、同建物を資材置き場として利用してきた。乙建物についての所有権保存登記はなされていなかった。

## 【事実2】

3. Aを単独で相続したCは、甲土地を、相続を原因とする所有権移転登記後に、Dに3000万円で売却し、平成20年（2008年）6月20日、売買を原因とするDへの所有権移転登記がなされた。Dは、甲土地の上に乙建物が存在して長年Bが甲土地を利用していることを認識していたが、Cから、Aが甲土地をBに無償で貸していただけであり、既にかかなりの期間経過しているのに、いつでも立ち退いてもらうことができると聞かされていた。
4. Bは、甲土地がDに売却されたことは知らず、その後も従来通り甲土地の占有を継続してきた。
5. 平成30年（2018年）8月、Dが死亡し、EがDを単独で相続した。同月30日、Eへの相続を原因とした所有権移転登記がなされた後、Eは、Bに対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう求めた。

## 【設問1】（70点）

上記【事実1】と【事実2】を前提として、EのBに対する建物収去・土地明渡しの請求は認められるか。想定されるBの反論も踏まえて検討しなさい。

**【事実3】**

6. 平成20年（2008年）6月20日、Aは、自己の債権者Fのために、甲土地に、被担保債権を3000万円とする抵当権を設定し、同日、抵当権設定登記がなされた。
7. Bは、甲土地に抵当権が設定されたことは知らず、その後も従来通り甲土地の占有を継続してきた。
8. 平成30年（2018年）1月、Fの抵当権に基づく担保権の実行としての競売開始決定がされ、同年8月20日、Gが買受人として代金を納付し、甲土地の所有権を取得した。翌日、競売による売却を原因として甲土地のGへの所有権移転登記がなされた。Gは、Bに対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう求めた。

**【設問2】**（30点）

上記の【事実1】と【事実3】を前提として、GのBに対する建物収去・土地明渡しの請求は認められるか。想定されるBの反論も踏まえて検討しなさい。

なお、【事実1】1.の下線を引いた部分は、「賃借権の設定を受け」とし、その後Bは、約定に従いAに賃料を定期的に支払ってきたものとする。また、【事実3】において、抵当権の被担保債権は消滅時効にかかっていなかったものとして解答しなさい。

# 商 法

〔問 題〕

次の【事実】を読んで、問1 及び 問2 に答えなさい。

【事実】

1. Y 株式会社（以下、「Y 社」という。）は、自動車部品の製造及び販売を業とする公開会社である。  
Y 社は、種類株式発行会社ではない。Y 社は、取締役会及び監査役を設置しており、取締役は A、B、C 及び X の 4 名、代表取締役は A 及び B の 2 名であり、監査役は D の 1 名である。また、Y 社の発行済株式総数は 5000 株で、そのうち A が 3000 株、X が 1500 株、その他の株主 10 名が合計で 500 株を保有している。なお、Y 社は公開会社であるが、上場会社ではなく、金融商品取引法の適用もない。
2. Y 社は、東南アジア等の新興国での売上を急速に伸ばしており、今後、新興国での需要はさらに拡大することが予想されている。そこで、A は、Y 社の新工場の建設資金を調達するため、さまざまな資金調達手段を検討した結果、折角なら自己の持株も増やしたいと考えて、公正な払込金額で、自己に対して 1000 株の新株発行を行うことを計画した（以下、「本件計画」という。）。そのうえで、A は、B、C 及び D に本件計画のことを話して了解を得た。
3. Y 社は、2018 年 6 月 1 日、取締役会（以下、「本件取締役会」という。）を開催した。ただし、A らは、X に知られると、X が反対して本件計画が頓挫するかもしれないと考えて、本件取締役会の開催のことを X に知らせなかった。本件取締役会は、B、C 及び D が参加のうえ、B 及び C による賛成の議決権行使により、本件計画のとおり、①募集株式として新株 1000 株を A に対して発行すること、②払込金額は、客観的資料に基づく合理的な算定方法によって算定された公正な払込金額である 4 万円（総額 4000 万円）とすること、③払込期日は 2018 年 6 月 8 日とすることなどを決議した（以下、「本件取締役会決議」という。）。
4. A は、2018 年 6 月 8 日、払込金額の全額を払い込んだ。そこで、B は、同日、Y 社を代表して、A に対して募集株式の発行を行い（以下、「本件新株発行」という。）、その旨の登記も済ませた。なお、本件新株発行に関して、株主総会決議の手続きはとられておらず、また、株主への通知又は公告も何ら行われていない。

問1 本件取締役会決議の効力について検討しなさい。

問2 2018年8月中旬になって初めて、本件新株発行のことを知ったXは、新株発行無効の訴えを提起して、本件新株発行の無効を主張したいと考えている。Xとしては、どのような法的根拠に基づいて、本件新株発行の無効を主張することが考えられるかを述べたうえで、かかるXの主張が認められるかについて検討しなさい。なお、解答に際しては、問1の解答とは無関係に（問1で有効であると解答した場合でも）、本件取締役会決議が無効であることを前提にすること。





